

11.6 災害義援金の支給とは？

大きな災害が発生すると、被災地へ義援金が送られてきます。

例えば、阪神・淡路大震災では義援金が国内・国外より集まり、総額では1791億円（被災者への直接配分950億円含む）の金額になっています。

義援金は、各地の行政機関・日本赤十字・報道機関・福祉団体の他に、民間企業社員からの見舞金も集められ被災地の災害義援金配分委員会に送られ、被災程度によって各市町村に配分されていきます。新潟県中越地震での義援金は、次の手続きにより被災者の預金口座に振り込まれました。

- ・被災状況の調査による罹災証明書の発行
- ・罹災証明書の発行状態から各市町村の被災状況に応じ義援金の配分決定
- ・各被災世帯に郵便で義援金振り込み先を確認後、振り込み実施

参考までに、阪神・淡路大震災及び2007年3月時点での新潟県中越地震の義援金内容を表11.6に示します。

表 11.6 義援金内容例

	阪神・淡路大震災		新潟県中越地震	
	配分額	対象案件	配分額	対象案件
人的被害(死亡)	10万円	3,664人	20万円	—
(重傷)	5万円	6575人	10万円	—
被災世帯お見舞い	15万円	198,607世帯 所得制限有り	15万円	—
住宅被害(全壊)	10万円	238,839世帯	200万円	13,700世帯
(半壊)			100～25万円	
一部破損	—	—	5万円	—
仮設住宅入居世帯お見舞い	—	—	10万円	—
義援金総額	約950億円		約360億円	

(参考：新潟県中越大震災では、義援金の受付け期間を2007年10月まで延期しています)

これらの義援金は、政府が予算化するわけではなく世界からの善意による結果です。義援金は、通常“お見舞い”として受入れています。これによって所得税法上は税金が控除され、また、支払った側も義援金控除で課税対象から除外されます。新潟中越地震の例では、義援金の適正な取扱いに関してその性格を考慮し公平性・迅速性・透明性を3原則として被災者側に支給されました。

- ・配分対象者は、住宅などの生活基盤，心身の健康に被害を受け支援が必要な方々とする
- ・被災者に配布した義援金の使用用途は問わない。
- ・被災者に直接届けられるもので，行政が実施する復興事業の費用の一部にはしない。

最近の事例では，能登半島地震の義援金支援にインターネットを利用したクリック募金という支援方法も生まれてきています。